

送付



「社会保険料控除用納付額確認書」送付のお知らせ

令和5年中に支払った**国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料**は社会保険料控除として所得から控除できます

次の納付額確認書などを送付しますので、申告時に利用してください。

■国民健康保険税納付額確認書・後期高齢者医療保険料納付額確認書・介護保険料納付額確認書

○市から「1月下旬」に発送します。

○納付額確認書がなくても支払い額を領収証書で確認し、申告することができます。

■国民年金保険料控除証明書

○日本年金機構から「2月上旬」に送付されます（令和5年10月3日～12月31日の間に納付した人）。

※令和5年1月1日～10月2日の間に納付した人は、11月上旬に送付されています。

○年金保険料で社会保険料控除を受けるときは、申告時に証明書または領収証書の添付が義務付けられています。

問い合わせ先

●国民健康保険税について 納税課 ☎ (93) 0434 国保年金課 ☎ (93) 4083

●後期高齢者医療保険料について 国保年金課 ☎ (93) 4085

●介護保険料について 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

●国民年金保険料について ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570 (003) 004

送付



「公的年金の源泉徴収票」送付のお知らせ

厚生年金や国民年金など、老齢（退職）を支給事由とする老齢年金を受けている人に、源泉徴収票が「1月下旬ごろ」送付されます

源泉徴収票は確定申告する場合などに必要となりますので、大切に保管してください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」は非課税ですので、受給者に対する源泉徴収票は送付されません。

確定申告が必要な人

○公的年金収入が400万円を超える

○公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得合計が20万円を超える

○公的年金の源泉徴収票の内容に変更・追加がある（扶養控除や本人控除、社会保険料控除など）

※所得税の確定申告が必要ない人でも、市民税・県民税で各種控除を受ける人は、市民税・県民税の申告が必要です。

問い合わせ先

●幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621

●ねんきんダイヤル ☎ 0570 (05) 1165

050 から始まる電話の場合

☎ 03 (6700) 1165

送付



「令和5年度の医療費通知」送付のお知らせ

医療費控除を受ける場合、**医療費通知を添付**することで、**医療費控除の明細書を簡略化**でき、**医療費通知に記載のある医療費の領収書の提出・保存が不要**となります

問 国保年金課 ☎ (93) 4083

■令和5年度の医療費通知発送月（診療年月）

①令和5年8月下旬発送済み（令和5年1月～5月分）

②1月中旬発送（令和5年6月～10月分）

③2月中旬発送（令和5年11月分）

④3月中旬発送（令和5年12月分）

※市からは、富里市国民健康保険証で受診した人に送付します。

その他の医療保険者の通知は、各医療保険者に問い合わせてください。

！ 注意事項

○医療費通知に記載のない医療費を申告する場合、その領収書に基づき医療費控除の明細書への記載が必要です。また、その場合は、確定申告をしてから5年間、領収書の保存が必要です。

○医療費助成、出産育児一時金、高額療養費などで自己負担額が異なるときは、その金額を差し引いて申告してください。